

大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針（案）（概要）

【目的及び経緯】

大阪府では、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、「大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針」を定め、自主調査等の実施者に対して必要な措置や助言を行っています。

平成 29 年 5 月の土壌汚染対策法の改正を踏まえ、同法との整合を図るとともに、府域の状況に応じたより効果的な土壌汚染対策を実施するため、平成 31 年 3 月に同条例の一部を改正する条例を公布しました。

この条例改正により、同指針の対象に「自主調査により土壌の管理有害物質による汚染状態が基準に適合しないと認められる土地における土地の形質の変更」を追加し、名称も「大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針」に改称することとしましたので、このたび、この指針の改正案を作成しました。

【主な改正点】

- 1 自主調査により土壌の管理有害物質による汚染状態が基準に適合しないと認められる土地における土地の形質の変更に関する規定の追加
- 2 自主調査の結果、基準に適合しないことが明らかになったときにおける区域指定の申請等に関する規定の追加
- 3 自主調査等において地下水の水質の測定を行い、地下水の水質が環境基準に適合していないことを認めたときにおける知事への報告の規定の追加
- 4 自主調査及び自主措置の実施方法について、改正条例及び改正施行規則との整合を図るための規定整備